

### 様式 3

#### 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に対する改善等の勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		社会福祉法
条 項		社会福祉法第56条第4項、第5項、第144条
所 管 課		福祉局 生活福祉部 監査指導課（電話：048-829-1884）
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときに、当該社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。</p> <p>また、勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p>
備 考		